



毎月2回10・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-2062
FAX 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第47号） 1643

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第48号） 1644

- ◇川崎市事業所事務分掌規則及び川崎市岡本太郎美術館条例施行規則の一部を改正する規則（第49号） 1644

- ◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第50号） 1644

告 示

- ◇平成27年第2回川崎市議会臨時会の招集（第262号） 1644

- ◇地縁による団体の認可（第263号） 1645

- ◇道路区域の変更（第264号） 1645

- ◇道路の供用開始（第265号） 1645

- ◇自転車等の撤去と保管（第266号） 1645

- ◇資源再生化基金への寄付金に係る収納事務の委託（第267号） 1646

- ◇資源再生化基金への寄付金に係る収納事務の委託（第268号） 1646

- ◇道路区域の変更（第269号） 1646

- ◇道路の供用開始（第270号） 1646

- ◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出（第271号） 1647

- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出（第272号） 1647

- ◇川崎市私道舗装助成金支給規則の規定による構造基準及び標準工事費（第273号） 1647

- ◇電線共同溝を整備すべき道路の指定（第274号） 1649

- ◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽

水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更（第275号） 1649

◇川崎市中小企業金融対策委員会設置規程を廃止する規程（第276号） 1649

◇自転車等の撤去と保管（第277号） 1649

◇川崎市岡本太郎美術館等の観覧料等の収納事務の委託（第278号） 1649

◇道路区域の変更（第279号） 1650

◇道路の供用開始（第280号） 1650

公 告

◇開発行為に関する工事の完了（第253号） 1650

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（第254号） 1650

◇公募型プロポーザルの実施（第255号） 1651

◇一般競争入札の執行（第256号） 1653

◇公告の訂正（第257号） 1666

◇開発行為に関する工事の完了（第258号） 1666

◇開発行為に関する工事の完了（第259号） 1666

◇開発行為に関する工事の完了（第260号） 1666

◇建築基準法に基づく建築協定の認可（第261号） 1667

◇消防法の規定による緊急使用停止命令（第262号） 1670

◇開発行為に関する工事の完了（第263号） 1670

◇事業活動地球温暖化対策指針の変更（第264号） 1670

◇一般競争入札の執行（第265号） 1671

◇平成27年度地籍調査事業の実施（第266号） 1673

◇一般競争入札の執行（第267号） 1674

◇開発行為に関する工事の完了（第268号） 1675

◇公募型プロポーザルの実施（第269号） 1675

◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（高津区第20号）	1726	選挙人名簿の抄本の閲覧状況（中原区第26号）	1733
◇住民票の職権消除（高津区第21号）	1727	◇平成26年度における川崎市中原区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (中原区第27号)	1734
◇印鑑登録の抹消（高津区第22号）	1727	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（高津区第21号）	1734
◇住民票の職権消除（宮前区第22号）	1728	◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（高津区第22号）	1734
◇印鑑登録の抹消（宮前区第23号）	1728	◇平成26年度における川崎市高津区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（高津区第23号）	1734
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第32号)	1728	◇平成26年度における川崎市高津区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (高津区第24号)	1735
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（多摩区第33号）	1729	◇平成26年度における川崎市麻生区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（麻生区第23号）	1735
◇住民票の職権消除（多摩区第34号）	1729	◇平成26年度における川崎市麻生区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (麻生区第24号)	1736
◇印鑑登録の抹消（多摩区第35号）	1729	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（麻生区第25号）	1736
◇国民健康保険料に係る差押調書（謄本）の公示送達（麻生区第24号）	1730	◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（麻生区第26号）	1736
◇国民健康保険料に係る配当計算書 (謄本)の公示送達（麻生区第25号）	1730		
◇国民健康保険料過誤納還付通知書の公示送達（麻生区第26号）	1730		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（麻生区第27号）	1730		
区選挙管理委員会告示			
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（川崎区第23号）	1730		
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（川崎区第24号）	1730		
◇平成26年度における川崎市川崎区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（川崎区第25号）	1730		
◇平成26年度における川崎市川崎区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (川崎区第26号)	1732		
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（幸区第21号）	1732		
◇平成26年度における川崎市幸区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（幸区第22号）	1732		
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（幸区第23号）	1733		
◇平成26年度における川崎市幸区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（幸区第24号）	1733		
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（中原区第24号）	1733		
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（中原区第25号）	1733		
◇平成26年度における川崎市中原区の			

規則

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第47号

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第2条第1項」を「第2条第2項」に改め、同条第4号中「前年度」の次に「又は前年」を加え、「第11号」を「第12号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規

則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第48号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年川崎市規則第86号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成27年5月24日（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する事業所にあっては、平成26年5月24日）」を「平成30年5月24日」に改める。

附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種	許容限度
1, 4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	1リットルにつき 10ミリグラム
	エチレングリコール製造業	

附則別表備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、平成27年5月25日から施行する。

川崎市事業所事務分掌規則及び川崎市岡本太郎美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第49号

川崎市事業所事務分掌規則及び川崎市岡本太郎美術館条例施行規則の一部を改正する規則

（川崎市事業所事務分掌規則の一部改正）

第1条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表岡本太郎美術館の項第4号を削る。

（川崎市岡本太郎美術館条例施行規則の一部改正）

第2条 川崎市岡本太郎美術館条例施行規則（平成22年川崎市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第15条から第18条までを削り、第19条を第15条とする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第50号

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

川崎市建築基準法施行細則（平成5年川崎市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改める。

第20条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第10条の23第6項の規定により市長が定める図書及び書類は、次に掲げるものとする。

(1) 適合判定通知書又はその写し（当該申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要しない場合（法第6条の3第1項ただし書の場合を除く。）を除く。）

(2) その他市長が必要と認めるもの

第13号様式及び第14号様式中「あて先」を「宛先」に、「第20条第2項」を「第20条第3項」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第262号

平成27年第2回川崎市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成27年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 日 時 平成27年5月25日（月曜日）午前10時

2 場 所 川崎市役所内市議会議場

3 付議事件

(1) 議長の選挙について

(2) 副議長の選挙について

(3) 常任委員会委員の選任について

(4) 議会運営委員会委員の選任について

(5) 神奈川県内広域水道企業団議会議員の選挙について

て

(6) 神奈川県川崎競馬組合議会議員の選挙について